

2 総 則

◇開催の趣旨

この大会は、国民体育大会の趣旨に則り、その予選会として、北信越の人々に広くスポーツを普及し、スポーツ精神の高揚を図り、健康増進と体力向上を目指し、併せて 5 県の親睦と交流を深めるとともに、地方のスポーツ振興及び文化の発展に寄与することを目的とする。

◇実施方針及び注意事項

1 大会

この大会は、第 70 回国民体育大会本大会正式競技のうち、ブロック予選のある競技種目について行う。ただし、中央競技団体が直接開催するものを除く。

2 実施競技 (32 競技)

水泳 (水球・シンクロ)、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ

3 日程と会場地

この大会の各競技日程と会場地については、下記のとおりとする。なお、災害や荒天等のため日程や会場の変更が必要となった場合は、関係競技団体との協議を経て、北信越国民体育大会実行委員会 (以下、「実行委員会」という。) が決定する。

	会 期	競 技 名	会 場 地	会 場 数
早 期	5月4日(月)～5日(火)	カヌー (スラローム/ライトウオーター)	富山市	富山県 10市3町 石川県 1市
	7月11日(土)～12日(日)	カヌー (スプリント)	上市町	
	7月14日(火)～15日(水)	ゴルフ	高岡市	
	7月17日(金)～19日(日)	テニス ボウリング	富山市	
	7月18日(土)～19日(日)	ボート 体操 (競技) 体操 (新体操) 空手道	南砺市 富山市 射水市 上市町	
	7月24日(金)～26日(日)	水泳 (シンクロ)	富山市	
	7月25日(土)～26日(日)	山岳 (ボルダリング) (リード)	高岡市 南砺市	
	7月31日(金)～8月2日(日)	水泳 (水球)	富山市	
	8月14日(金)～16日(日)	サッカー (女子) (成男・少男)	富山市 高岡市	
	8月15日(土)～16日(日)	卓球	富山市	
8月16日(日) 8月22日(土)～23日(日)	ラグビーフットボール	魚津市		
中心 会 期	8月21日(金)～23日(日)	ホッケーほか 19 競技	富山市 高岡市 射水市 魚津市 黒部市 滑川市 氷見市 小矢部市 砺波市 南砺市 立山町 入善町 石川県加賀市	

4 競技方法

「第70回国民体育大会競技別実施要項」に基づき、各競技団体が定める競技方法とする。

5 参加資格、所属県及び選手の年齢基準

「第70回国民体育大会実施要項」総則5に基づき、次のとおりとする。

なお、参加資格については「第70回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「7 各競技の参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号（イ）に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記（ウ）bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第68回又は第69回国民体育大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第68回又は第69回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記 2「『一家転住等』に伴う特別措置」による。）
[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

（ア）各県大会に参加し、これを通過した者であること。

（イ）健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

なお、第 70 回大会における特例として、平成 27 年 10 月 1 日付の登録手続きを行う者（平成 27 年 10 月 1 日付認定予定者）の取り扱いについては、各競技において別に定める。（15 頁「第 70 回国民体育大会における監督への公認スポーツ指導者資格の義務付けに係る取り扱いについて」参照）

（2）所属県

所属県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する県から選択することができる。

ア 成年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）勤務地

（ウ）ふるさと（別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

（ウ）勤務地

（エ）別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成 27 年 4 月 30 日以前から本大会終了時（平成 27 年 10 月 6 日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記 4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 一家転住に係る者
- b 別記 4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、平成 9 年 4 月 1 日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、平成 9 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成 27 年 4 月 1 日を基準とする。

イ 日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学 3 年生（平成 12 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、第 36 回北信越国民体育大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び当該競技団体が調査・審議のうえ、実行委員会がその可否を決定する。

別記 1【国民体育大会ふるさと選手制度】

(1) 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項〔国民体育大会開催基準要項第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第 3 項により取り扱うものとする。

(3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

(4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

(5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

(6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続とし、利用できる回数は 2 回までとする。

(7) 参加県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、この実施要項に定める参加申込締切期日ま

で、実行委員会へ提出する。

別記 2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第 3 項一（1）－1）－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

（1）この特例の対象は、少年種別年齢域の参加者に限る。

（2）本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。

ア 親の転勤による一家の転居

イ 親の結婚、離婚による一家の転居

ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

（3）転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア 本特例を受けようとする参加者は、下記 2（1）の場合は転居元、下記 2（2）の場合は転居先が属する都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体育協会」という。）及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記 2（1）の場合は転居先、下記 2（2）の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。

2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

（1）転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

（2）転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記 3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の（1）に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項[国民体育大会開催基準要項第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）]及び別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の（2）～（4）の特例を適用する。

（1）対象者

ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者

イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

（2）少年種別年齢域の選手の所属都道府県

（1）アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、

「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1) イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1) アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-(3)(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

[注] (1) イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-(3)(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。

別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

(1) 第30回オリンピック競技大会(2012年・ロンドン)に参加した者

(2) 平成27年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOCアスリートプログラム強化指定選手

イ 各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件(日数要件の緩和)

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成27年4月30日以前から大会終了時(平成27年10月6日)まで引き続き、住民票記載

の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成 27 年 4 月 30 日以前から大会終了時（平成 27 年 10 月 6 日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記 5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 の 6 県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 27 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監

督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 68 回及び第 69 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成 23 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 27 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 70 回大会に参加した者が、第 71 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成 23～24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

6 表 彰

開催規程に従い、競技ごとに行う。

7 各競技の参加申込方法

- (1) 各県体育協会会長及び各県競技団体会長は、連署の上、各県で開催する予選会において選抜された者を、実行委員会会長あてに申し込むものとする。
- (2) 参加申込は、7月30日（木）正午までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

申込 URL <https://jasa-entry.japan-sports.or.jp/>

ただし、次に掲げる競技の参加申込は、それぞれに定める日までとする。

	競 技 名	申込期限
早 期 開 催 競 技	カヌー（スラローム・ワイルドウォーター）	4月23日（木）正午
	カヌー（スプリント）、ゴルフ	6月18日（木）正午
	テニス、ボート、体操、空手道、ボウリング	6月25日（木）正午
	水泳（シンクロ）、山岳	7月2日（木）正午
	水泳（水球）	7月9日（木）正午
	サッカー、卓球、ラグビーフットボール	7月23日（木）正午
	中心会期	7月30日（木）正午

- (3) 参加申込様式は、実行委員会が日本体育協会及び主管競技団体と協議し、作成する。
- (4) 参加申込締切後の選手交代は、特別の事情がない限り認めない。特別の事情で選手を交代する場合は、所定の様式により実行委員会あて届出を行い、当該競技の監督会議（代表者会議）で認められなければならない。

なお、大会終了後、実行委員会に対して、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

8 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

9 組合せ抽選会

組合せ抽選は、各県競技団体の代表により行う。抽選日時、場所は、主管競技団体の責任において決定する。なお、主管競技団体は、組合せ結果を7月9日（火）正午までに実行委員会あて報告するものとする。ただし、早期開催競技及び本大会の監督会議等で組合せ抽選を行う競技にあつては、組合せ抽選会が終了次第、実行委員会へ報告するものとする。

10 大会参加料

- (1) この大会に参加する各県体育協会は、本部役員（視察員を除く。）以下、選手及び監督一人につき1,000円の大会参加料を納入するものとする。なお、参加納入対象の選手・監督は、競技別実施要項「3 種別（種目）及び参加人員」欄並びにその欄外注記に記載する者とし、これ以外の項に規定する予備登録選手等は、参加料を必要としないものとする。
- (2) 大会参加料は、各県体育協会が取りまとめ、次のとおり納入するものとする。

ア 納 入 期 日 平成 27 年 7 月 30 日（木）

11 宿泊申込み

第36回北信越国民体育大会宿泊要項による。

12 参加選手団本部役員及び視察員

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、団長、副団長、総監督及び総務の合計15名以内とし、このほかに5名以内の顧問を設けることができる。
- (2) 参加選手団本部役員のほか、20名以内の視察員を設けることができる。

13 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本体育協会及び北信越各県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として、大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の各県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人当たり1,000円）を、日本体育協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本体育協会から各県体育協会へ通知する。

14 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本体育協会、第36回北信越国民体育大会実行委員会及び国民体育大会実施競技団体（以下「北信越国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、北信越国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 北信越国民体育大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

- (イ) 北信越国体関係機関・団体及び、報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 北信越国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

北信越国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

北信越国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

北信越国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売、配布されることがある。なお各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。なお各競技会における取扱いに伴い、別途、当該競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、北信越団体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

15 その他

- (1) 参加する選手・監督が着用する競技用ユニフォームには、必ず所属県名を明示しなければならない。明示する所属県名のサイズ・位置等は、競技別要項又は競技規則等によるものとする。
- (2) 参加申込及び宿泊申込が定められた期日までに行われなかった場合、又は負担金が納入締切日までに納入されない場合は、この大会への参加を認めない。
- (3) その他の事項については、日本体育協会の国民体育大会開催基準要項及び同細則による。
- (4) 公開競技

公開競技は、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会公開競技実施基準」に基づく実施要項による。

会 期	公開競技名	会 場 地
6月14日（日）	綱引	長野市
5月17日（日）	ゲートボール	富山市
7月18日（土）～19日（日）	パワーリフティング	富山市
北信越大会実施なし	グラウンド・ゴルフ	

第70回国民体育大会における監督への 公認スポーツ指導者資格義務付けに係る取り扱いについて

監督については日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

なお、第70回大会における特例として、以下の者の取り扱いについて、各競技において下表のとおり定める。

・平成27年10月1日付の登録手続きを行う者（平成27年10月1日付認定予定者）

（平成27年3月12日現在）

競 技	取 扱 い	競 技	取 扱 い
陸上競技	○	馬術	○
水泳	×	フェンシング	○
サッカー	×	柔道	×
テニス	○	ソフトボール	×
ボート	×	バドミントン	×
ホッケー	○	弓道	×
ボクシング	○	ライフル射撃	×
バレーボール	○	剣道	○
体操	○	ラグビーフットボール	○
バスケットボール	○	山岳	○
レスリング	○	カヌー	○
セーリング	○	アーチェリー	○
ウェイトリフティング	○	空手道	○
ハンドボール	○	銃剣道	○
自転車	○	クレ射撃	○
ソフトテニス	○	なぎなた	×
卓球	○	ボウリング	○
軟式野球	○	ゴルフ	○
相撲	○		

○・・・公認スポーツ指導者資格を有する者と同等の者として扱う。